



目次

告示	ページ
鳥獣保護区の存続期間の更新 (鳥獣対策課)	1
特定猟具使用禁止区域(銃)の指定 (")	2
告示(銃猟禁止区域の設定)の一部改正(2件) (")	4
保安林の指定予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	4
道路の区域変更 (道路課)	5
2年以内に事業が執行される予定の道路の指定(2件) (建築指導課)	5
公告	
特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	
8・29掲示	5
高知県立池公園の指定管理者の募集 (公園下水道課)	
"	5
高知県立室戸広域公園、高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)及び高知県立土佐西南大規模公園(中村地区)の指定管理者の募集 (")	
"	6
高知県立春野総合運動公園の指定管理者の募集 (")	
"	6
高知県公安委員会告示	
警備員指導教育責任者講習の実施	7
高知県人事委員会規則	
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	8
住居手当に関する規則の一部を改正する規則	8
単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	8

告 示

高知県告示第565号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき指定した千本山鳥獣保護区、大柝鳥獣保護区、十市鳥獣保護区、横浪鳥獣保護区、三崎山鳥獣保護区及び香山寺鳥獣保護区について、同条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成20年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
千本山鳥獣保護区	安芸郡馬路村魚梁瀬の国有林道中川線と県道千本山魚梁瀬との接点(石仙橋西詰め)を起点とし、同所から同県道を北進及び西進し国有林道西川線との接点に至り、同所から同国有林道を北進、西進、北進及び北東進し安芸森林管理署管轄国有林2119林班と2120林班及び2121林班との林班界との交点に至り、同所から同林班界を西進し宝蔵山三角点(標高1,249.2メートル)に至り、同所から同村と安芸市との境界を北西進及び北東進し同村、同市及び徳島県那賀郡那賀町の境界接点に至り、同所から同町と同村との境界を東進し中川右岸(安芸森林管理署管轄国有林2064林班と2074林班との林班界)との接点に至り、同所から同右岸を西進及び南進し国有林道中川線との交点(汗谷橋西詰め)に至り、同所から同国有林道を南進して起点に達する線に囲まれた区域	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで
大柝鳥獣保護区	香美市物部町大柝の国道195号と県道麻野大比との接点(大柝橋南詰め)を起点とし、同所から同県道を北西進し永瀬ダムの堰堤との接点に至り、同所から同堰堤を北東進し県道久保大宮との接点に至り、同所から同県道を南東進及び北東進し市道梶佐古線との接点(葦生川橋西詰め)に至り、同所から同市道を北西進し赤橋北詰めに至り、同橋直下と同ダムの満水位の水位線との接点から同水位線を北東進し平	平成20年11月1日から平成30年11月14日まで

	井橋直下との接点に至り、同所から同橋を東進し同橋直下と同水位線との接点に至り、同所から同水位線を南西進し栃谷橋の谷との接点に至り、同所から同谷を南東進し県道大豊物部(栃谷橋)との接点に至り、同所から同県道を南西進し市道本町大北線との接点に至り、同所から同市道を南進及び西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を南進し同国道との接点に至り、同所から同国道を南東進し市道大柝河内線との接点に至り、同所から同市道を南東進し水道橋との接点に至り、同所から同橋を南東進し農道大比山線との接点に至り、同所から同農道を南西進及び西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	
十市鳥獣保護区	南国市十市の同市と高知市との境界と県道春野赤岡との交点を起点とし、同所から同境界を北東進し十市パークタウンの北部の山頂上(標高122メートル)に至り、同所から旧村界の尾根を東進し県道栗山大津との接点に至り、同所から同県道を南進し更に十市パークタウンを経て東進し市道八丁福ノ谷線との接点に至り、同所から同市道を南西進し県道春野赤岡との接点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで
横浪鳥獣保護区	須崎市中山の同市と土佐市との境界と県道横浪公園との交点を起点とし、同所から同境界を南東進し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を西進し須崎市久通と浦ノ内東分との大字界との接点に至り、同所から同大字界を北西進し市道久通線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同市浦ノ内西分と多ノ郷との大字界との接点に至り、同所から同市浦ノ内東分字カミサカウチ2514番地に至る稜線を東進し同番地に至り、同所から市道坂内3号線の終点に至る谷を東進し同市	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで

	道の終点に至り、同所から同市道を東進し市道坂内9号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道坂内10号線との接点に至り、同所から同市道を北西進し市道坂内8号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し市道坂内6号線との接点に至り、同所から同市道を北東進し同県道との接点に至り、同所から同県道を横断し満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を東進し同市今川内字浦場の大崎に至り、同所から同県道に至る稜線を南進し同県道との接点に至り、同所から同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	
三崎山鳥獣保護区	高岡郡四万十町興津の四万十森林管理署管轄国有林三崎山3096林班の全区域	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで
香山寺鳥獣保護区	四万十市坂本の市道坂本山路線の坂本橋西詰めを起点とし、同所から香山寺山頂三角点(標高221.5メートル)に延びる稜線を南西進し更に同三角点を経て同市坂本字川平山974番地1と森沢字サコ山3466番地1との境界との接点に至り、同所から北西に延びる稜線を北西進し市道坂本森沢線との接点に至り、同所から同市道を東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで

高知県告示第566号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成20年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類

稲生特定猟具使用禁止区域(銃)	南国市稲生の県道土居五台山と市道111号線との接点を起点とし、同所から同市道を南進し旧十市村と旧稲生村との境界との接点に至り、同所から同境界を西進し県道栗山大津との接点に至り、同所から同県道を北進し同市と高知市との境界との接点に至り、同所から同境界を北東進及び北進し株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの丸山無線中継所に至り、同所から南国市伊達野及び稲生間の歩道に至る稜線を東進し同歩道との接点に至り、同所から同歩道を南進、南東進、南西進、西進及び南進し市道稲生6号線の終点(同市稲生2419番地)に至り、同所から同市道を南進し市道206号線との接点に至り、同所から同市道を東進、南東進及び南進し県道土居五台山との接点に至り、同所から同県道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成20年11月15日から平成24年11月14日まで	銃器
芳ヶ曾八田特定猟具使用禁止区域(銃)	吾川郡いの町池ノ内の県道高知土佐の同町と高知市との境界との接点を起点とし、同所から同境界を南進及び南西進し仁淀川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北進し同県道(八天大橋)との接点に至り、同所から同県道を東進し県道高知南環状との接点に至り、同所から同県道を南進し旧県道高知土佐との接点に至り、同所から同旧県道を東進及び北東進し県道高知土佐との接点に至り、同所から同県道を北東進し町道八田池ノ内本線との接点に至り、同所から同町道を北東進し同県道との接点に至り、同所から	平成20年11月15日から平成23年11月14日まで	銃器

	同県道を東進して起点に達する線に囲まれた区域		
野市特定猟具使用禁止区域(銃)	香南市野市町西野の市道新宮深淵線と県道龍河洞公園との交点を起点とし、同所から同県道を北進し龍河洞スカイラインとの接点に至り、同所から龍河洞スカイラインを東進し同市野市町大谷字ニタ根山1451-24(旧大谷料金所の跡地の東約250メートルの地点)に至り、同所から熊野神社に延びる稜線を南進し更に同神社及び同神社の参道を経て同市道との接点に至り、同所から同市道を西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで	銃器
山崎特定猟具使用禁止区域(銃)	香美市物部町山崎の旧国道195号と国道195号との接点を起点とし、同所から同国道を南東進及び西進し通称四辻に至る歩道との接点に至り、同所から同歩道を北東進し大森山頂上(標高379メートル)に至り、同所から同歩道を北進し三笠山頂上(標高404.4メートル)に至り、同所から同歩道を北東進し同市物部町四辻に至り、同所から同旧国道に至る歩道を南東進及び南進し同旧国道との接点に至り、同所から同旧国道を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで	銃器
休場ダム特定猟具使用禁止区域(銃)	香美市土佐山田町平山の県道繁藤西町と休場ダムの堰堤との接点を起点とし、同所から同堰堤を北西進し四国電力株式会社の社有地と民有地との境界(赤い境界柱)に至り、同所から同境界を北東進し市道2169号線との接点に至	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで	銃器

	の接点に至り、同所から同国道を西進して起点に達する線に囲まれた区域				四国旅客鉄道株式会社土讃線との接点に至り、同所から四国旅客鉄道株式会社土讃線を東進し村道平野小鹿児線との接点に至り、同所から同村道を東進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進し村道柏井宇井線との接点に至り、同所から同村道を南進し村道西越鹿児線との接点に至り、同所から起点に至る稜線 ^{りようせん} を南進して起点に達する線に囲まれた区域			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1487 129 1576 204"></td> <td data-bbox="1576 129 1874 204">ら同境界を南進して起点に達する線に囲まれた区域</td> <td data-bbox="1874 129 2002 204"></td> <td data-bbox="2002 129 2092 204"></td> </tr> </table>		ら同境界を南進して起点に達する線に囲まれた区域		
	ら同境界を南進して起点に達する線に囲まれた区域											
政光特定猟具使用禁止区域(銃)	土佐市北地の市道政光線の終点を起点とし、同所から同市道を南進及び南東進し市道六分一政光線との接点に至り、同所から同市道を西進し市道宇都木六分一線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道番根清水線に至る歩道との接点に至り、同所から同歩道を北西進及び北東進し同市道との接点に至り、同所から同市道を西進し同市高岡、北地及び蓮池の大字界接点に至る稜線との接点に至り、同所から同稜線を南東進、南西進及び南東進し同大字界接点に至り、同所から起点を見通す線を南西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで	銃器	大岐特定猟具使用禁止区域(銃)	土佐清水市大岐の国道321号と大仙川左岸との交点(吾郎丸橋東詰め)を起点とし、同所から同国道を東進し通称的場合との接点に至り、同所から同谷を南進し満潮位の海岸線に至り、同所から同海岸線を南進し神木谷川左岸との接点に至り、同所から同左岸を西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北進し大岐川右岸との交点(大岐北橋南詰め)に至り、同所から同右岸を北東進し大仙川との接点に至り、同所から同川左岸を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで	銃器	<p>高知県告示第567号 平成13年10月高知県告示第585号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正する。 平成20年9月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>表の芳ヶ曾八田銃猟禁止区域の項を削る。 高知県告示第568号 平成14年11月高知県告示第631号(銃猟禁止区域の設定)の一部を次のように改正する。 平成20年9月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>表の稲生銃猟禁止区域の項を削る。 高知県告示第569号 平成20年8月高知県告示第508号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成20年9月9日 高知県知事 尾崎 正直</p>				
鹿児特定猟具使用禁止区域(銃)	高岡郡日高村本郷の土岐山頂上(標高236.4メートル)を起点とし、同所から村道鹿児線に至る稜線を西進及び北西進し同村道との接点に至り、同所から同村道を南東進、南西進及び北西進し日高村総合運動公園の境界との接点に至り、同所から同境界を南進及び西進し同村鹿児及び九頭間の歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し村道九頭中線との接点に至り、同所から同村道を北西進し村道山ノ西鹿児線との接点に至り、同所から同村道を西進及び北西進し国道33号との接点に至り、同所から同国道を西進し同村と同郡佐川町との境界との接点に至り、同所から同境界を西進及び北進し	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで	銃器	松山特定猟具使用禁止区域(銃)	土佐清水市宗呂丙4340番地の市道下川口松山横峰小脇ノ川線と宗呂共有山官行造林と民有地との境界との接点を起点とし、同所から同境界を南西進し更に国有林清水事業区千代ヶ谷山91林班及び立石山94林班と民有林との境界を南西進及び北進し国有林小藤山標柱(清水69)に至り、同所から南東に延びる稜線を南東進し同官行造林と民有地との境界との接点に至り、同所か	平成20年11月15日から平成30年11月14日まで	銃器	<p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 長岡郡東本山村立川下名15番地 イ 氏名 石川 隆雄 (2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡東本山村立川下名28番イ号地 イ 氏名 鈴木 常五郎 (3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡東本山村立川下名87番屋敷 イ 氏名 島田 通直 (4)ア 登記簿記載の住所 長岡郡東本川村立川下名 イ 氏名 石川 和逸 (5)ア 登記簿記載の住所 長岡郡東本川村立川下名91番地 イ 氏名 今西 直猪</p> <p>2 保安林に指定する予定の通知の要旨</p>				

(1) 保安林予定森林の所在場所
 長岡郡大豊町立川下名字ヲモウネ1597、1599の4、字クリノカワ1594の2、1596、字ツバキヤマ210、214、219、1627(次の図に示す部分に限る。)、1631の6、1636の1、1636の2、1636の6、1638、1639、立川上名字ウトギヤマ1612から1615まで、字八エノウシロ1962から1964まで、1971から1974まで

(2) 指定の目的
 水源のかん養

(3) 指定施設要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第570号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年9月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡草峰字ワリサカ856番1から高知市鏡的淵字カトノモト847番3まで	前	4.5 17.0	323
	後	7.0 29.0	323

高知県告示第571号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路法(昭和27年法律第180号)による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成20年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

土佐市宇佐町宇佐字八丁割369番	土佐市宇佐町宇佐字トラセンノ前51番16	7.00	560
------------------	----------------------	------	-----

高知県告示第572号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路法(昭和27年法律第180号)による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成20年9月9日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町東野字ツノ丸1256番1	香南市野市町東野字ツノ丸1365番1	4.00	400

 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年8月29日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年8月29日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年8月29日	特定非営利活動法人ホップあきの会	新井 涼子	安芸市伊尾木198番地1号	この法人は、障害児者及びその家族に対して通所の働く場を設置、運営する事により、授産活動、相談活動、研修活動、情報提供活動、交流

				活動等を通して生活、介護への支援に関する事業を行い、障害児者の福祉の向上に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	--

高知県立池公園の設置及び管理に関する条例(平成16年高知県条例第64号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成20年8月29日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - (1) 施設の名称
高知県立池公園(以下「公園」という。)
 - (2) 施設の場所
高知市池2311-1ほか
 - (3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 公園内における行為及びテニスコートの利用の許可等に関する業務
 - (2) 公園の利用料金の徴収に関する業務
 - (3) 公園の施設、設備及び植栽の維持管理に関する業務
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格
高知市内又は南国市内に事務所を有し、3の指定期間中、公園の利用において、県民の平等利用を確保し、公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。
- 5 指定の手続
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
 - ア 2の業務に関する事業計画書
 - イ 2の業務に関する収支予算書
 - ウ 2の業務に関する管理代行料提案書
 - エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては役員名簿及び代表者の住民票の写し

カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ク グループ応募の場合は、構成員の役割分担に関する書類

(2) 募集期間は、平成20年9月1日(月)から同月30日(火)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年9月30日午後5時30分までに必着すること。

(3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~gesuidou/>)からも入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他
県は、指定管理者と公園の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先
郵便番号780 - 8570
高知市丸ノ内一丁目2 - 20
高知県土木部公園下水道課
電話番号088 - 823 - 9853 ファクシミリ番号088 - 823 - 9036

~~~~~

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり都市公園の施設ごとに募集する。  
平成20年8月29日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う都市公園の施設の概要

(1) 施設の名称及び場所

ア 高知県立室戸広域公園  
室戸市領家ほか

イ 高知県立土佐西南大規模公園(大方地区・佐賀地区)

(ア) 大方地区 幡多郡黒潮町入野ほか

(イ) 佐賀地区 幡多郡黒潮町佐賀

ウ 高知県立土佐西南大規模公園(中村地区) 四万十市下田ほか

(2) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 都市公園の特定公園施設の利用の許可等に関する業務

(2) 都市公園の特定公園施設の利用料金の徴収に関する業務

(3) 都市公園の施設及び設備並びに物品の維持管理に関する業務

(4) 都市公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務

3 指定期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格  
高知県内に主たる事務所を有し、3の指定期間中、都市公園の利用において、県民の平等利用を確保し、都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、都市公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 2の業務に関する管理代行料提案書

エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては役員名簿及び代表者の住民票の写し

カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ク グループ応募の場合は、構成員の役割分担に関する書類

(2) 募集期間は、平成20年9月1日(月)から同月30日(火)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年9月30日午後

5時30分までに必着すること。

(3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~gesuidou/>)からも入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他  
県は、指定管理者と都市公園の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先  
郵便番号780 - 8570  
高知市丸ノ内一丁目2 - 20  
高知県土木部公園下水道課  
電話番号088 - 823 - 9853 ファクシミリ番号088 - 823 - 9036

~~~~~

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。
平成20年8月29日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う都市公園の施設の概要

(1) 施設の名称
高知県立春野総合運動公園

(2) 施設の場所
高知市春野町芳原及び西分

(3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 都市公園の特定公園施設の利用の許可等に関する業務

(2) 都市公園の特定公園施設の利用料金の徴収に関する業務

(3) 都市公園の施設及び設備並びに物品の維持管理に関する業務

(4) 都市公園の設置の目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務

3 指定期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を

取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事務所を有し、3の指定期間中、都市公園の利用において、県民の平等利用を確保し、都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、都市公園の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 2の業務に関する管理代行料提案書

エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては役員名簿及び代表者の住民票の写し

カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ク グループ応募の場合は、構成員の役割分担に関する書類

(2) 募集期間は、平成20年9月1日(月)から同月30日(火)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年9月30日午後5時30分までに必着すること。

(3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県土木部公園下水道課のホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~gesuidou/>)からも入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と都市公園の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所

並びに問い合わせ先

郵便番号780 - 8570

高知市丸ノ内一丁目2 - 20

高知県土木部公園下水道課

電話番号088 - 823 - 9853 ファクシミリ番号088 - 823 - 9036

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第19号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成20年9月9日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号業務」という。)

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成20年11月10日(月)から同月18日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間

イ 追加取得講習

平成20年11月13日(木)から同月18日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の4日間

(4) 実施場所

高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

る。

ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088 - 871 - 4760)により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成20年10月14日(火)及び15日(水)の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ

クシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成20年10月16日(木)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

5 受講申込手続
 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間
 平成20年10月20日(月)から同月22日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
 なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先
 高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたもの) 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3の(1)のイに該当する者には、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 提出方法
 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。
 なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託
 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

 人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成20年9月9日
 高知県人事委員会委員長 起塚 昌明
 高知県人事委員会規則第22号
 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
 職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
 第4条第2項中「記載する」を「記載し、又は給与システムに記録する」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成20年9月9日  
 高知県人事委員会委員長 起塚 昌明  
 高知県人事委員会規則第23号  
 住居手当に関する規則の一部を改正する規則  
 住居手当に関する規則(昭和49年高知県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。  
 第7条第2項中「記載する」を「記載し、又は給与システムに記録する」に改める。  
 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成20年9月9日
 高知県人事委員会委員長 起塚 昌明
 高知県人事委員会規則第24号
 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
 単身赴任手当に関する規則(平成2年高知県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
 第8条第2項中「記載する」を「記載し、又は給与システムに記録する」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。